社労士法人大竹事務所通信

2023年2月(Vol.191)

〒541-0046

大阪市中央区平野町 2-5-14 FUKU BLD.三休橋 301 電話: 06-6147-4763 FAX: 06-6147-4795

URL: http://osaka-otake.com/

2023年の労務イベントとその対応

◆「賃金」に関する改正への対応

4月1日以降、月60時間超の時間外労働の割増賃金率が50%(深夜割増賃金率は75%)となります(引上げ分の割増賃金支払いに代えて有給の休暇(代替休暇)の付与も可能)。就業規則等の見直しの要否とあわせて、残業の申請・承認、残業時間が長い従業員への健康管理も含めた注意喚起など、長時間労働を抑制する取組みができているか確認しておきましょう。

また、2020年4月以降賃金請求権の消滅時効期間が3年に延長されており、4月1日以降、過去3年分の賃金請求権が発生します。賃金不払いをめぐるトラブル予防のため、労働時間把握や集計、割増賃金計算などに不備がないか確認しておきましょう。

さらに、デジタルマネーによる賃金支払いも導入されます。若い従業員などが希望する可能性もありますから、対応を検討しておきましょう。

◆「データ公表義務」への対応

2022年7月施行の改正女性活躍推進法により、次の事業年度の開始後概ね3カ月以内での「男女賃金の差異」の情報公表が、301人以上の企業で義務化されています。厚生労働省のデータベース等での公表のほか、働きやすさを示すデータとして募集時に活用されることも考えられます。義務化の対象となっていない企業においても対応を検討しておきましょう。

また、4月以降、常時雇用 1,000 人超の事業主に、 育児休業等の取得状況の年 1 回公表が義務づけられます。江崎グリコ株式会社による昨年9月の調査で、パパ育休制度を認知している人の7割超が利用したいと回答するなど、利用しやすい環境が整っているかも関心を集めていますので、こちらも対応を検討しておくとよいでしょう。



【厚生労働省リーフレット「月 60 時間を超える時間外労働の 割増賃金率が引き上げられます」】

https://www.mhlw.go.jp/content/000930914.pdf

【厚生労働省「資金移動業者の口座への賃金支払(賃金のデジタル払い)について」】

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/roudoukijun/zig yonushi/shienjigyou/03_00028.html ※URL をブラウザにコピーレてご覧ください。

【厚生労働省「女性の活躍に関する「情報公表」が変わります」】

【厚生労働省「「育児休業平均取得日数」を公表する場合の公表・

計算例について」】

https://www.mhlw.go.jp/content/11909000/001029777.pdf

https://www.mhlw.go.jp/content/11900000/000962289.pdf

価格交渉促進月間(2022 年 9 月)の フォローアップ調査結果

エネルギー価格や原材料費などが上昇する中、中小 企業が適切に価格転嫁をしやすい環境をつくることが 求められています。

中小企業庁では、2021年9月より、毎年3月と9月を「価格交渉促進月間」と設定し、中小企業が、原材料費やエネルギー価格、労務費などの上昇分を、発注元企業に適切に価格転嫁しやすい環境を整備するための取組みを進めています。9月の価格交渉促進月間の取組みの一環で行われた、中小企業に対するフォローアップ調査につき、このほど調査結果が公表されました。

※調査概要

① アンケート調査

• 配布先の企業数: 150,000 社

◆調査期間:2022年9月26日~11月9日

• 回答企業数: 15,195 社

(回答から抽出される発注側企業数は、のべ17,848社)

② 下請Gメンによるヒアリング

•調査期間: 2022年10月17日~21日

• 調查方法:電話調查

・ヒアリング件数:約1,777社

◆「話し合いに応じてもらえた」と回答した割合は約 6割

「直近6ヶ月間における貴社と発注側企業との価格 交渉の協議について」という問いに対して、「コスト 上昇分を取引価格に反映するために発注側企業に協議 を申し入れ、話し合いに応じてもらえた。もしくはコ スト上昇分を取引価格に反映させるために発注側企業 から協議の申し入れがあった」と回答した割合は 58.4%でした。

一方、「発注量の減少や取引中止を恐れ、協議を申し入れなかった」「協議を申し入れたが、応じてもらえなかった」「取引価格を減額するために、発注側企業から協議の申し入れがあった」等の「全く交渉できていない」とする回答は合計で13.9%でした。

◆「価格転嫁率」は46.9%

「直近6ヶ月間の全般的なコスト上昇分のうち、何割を価格に転嫁できたと考えますか」の問いには、「9割、8割、7割」とする回答が18.2%で最も多く、次いで「3割、2割、1割」が17.4%でした。

受注側中小企業のコスト全体の上昇分に対して、発注側企業がどれだけ価格転嫁に応じたかの割合を「価格転嫁率」として算出すると、46.9%となっています。

【経済産業省「価格交渉促進月間(2022年9月)フォローアップ調査の結果について」】

https://www.meti.go.jp/press/2022/12/20221223005/20221223005-1.pdf

「新型コロナ対応休業支援金・給付金」・ 「緊急雇用安定助成金」が3月で終了

厚生労働省は、新型コロナウイルス対策として、休業手当を受け取れなかった人を対象に導入した「新型コロナウイルス感染症対応休業支援金・給付金」の受付を、令和5年3月末までの休業をもって終了すると明らかにしました。

また、休業手当の一部を補助する企業向けの「緊急 雇用安定助成金」の受付も、令和5年3月末までの休 業をもって終了します。

雇用情勢が回復し、コロナ禍前と同様に人手不足感が強まっていることなどを踏まえ、制度の打ち切りを決めました。利用されている方はご注意ください。

◆新型コロナウイルス感染症対応休業支援金・給付金 の申請対象期間および申請期限

令和4年10月~令和4年11月に休業した場合の申請期限は令和5年2月28日まで、令和4年12月~令和5年1月に休業した場合の申請期限は令和5年3月31日まで、令和5年2月~令和5年3月に休業した場合の申請期限は令和5年5月31日までです。

◆緊急雇用安定助成金の申請期限

支給対象期間(1~3の連続する判定基礎期間)の 末日の翌日から起算して2か月以内です。申請期限を 過ぎた場合は、申請を受け付けることができません。 郵送またはオンライン申請による場合は、上記の日ま でに支給申請書等が労働局・ハローワークに到達して いなければなりませんので、ご注意ください。なお、 令和5年3月31日を含む判定基礎期間の申請期限は、 令和5年5月31日まで(必着)です。

詳しくは、下記ホームページをご覧ください。 【厚生労働省「新型コロナウイルス感染症対応休業支援金・給付金受付終了のお知らせ」】

https://www.mhlw.go.jp/content/11600000/001032016.pdf

【厚生労働省リーフレット「緊急雇用安定助成金は、令和5年 3月31日をもって終了する予定です」を掲載しました】

https://www.mhlw.go.jp/content/11600000/001030562.pdf

コロナ禍における職業生活のストレスに 関する調査結果

◆コロナ禍で仕事のストレスはどう変わった?

日本労働組合総連合会(連合)は、コロナ禍における職業生活に関する意識や実態、ストレスの状況を把握するために、「コロナ禍における職業生活のストレスに関する調査 2022」を行い、その結果を公表しました(18~65歳の被雇用者 1,000名の回答を集計)。

調査では、「コロナ禍前と比べて、仕事や職業生活に関してのストレスが増えた」と答えた方が36.6%いました。働き方や仕事の進め方などが変わったことにより、人間関係や仕事量の変化などのストレス要因が増えたためと見られます。一方で、「変わらない」が55.1%、「減った」が8.3%と、変化にうまく適応できた方も多かったことがうかがえます。

◆ストレスを感じている人は74.3%

現在、自分の仕事や職業生活に関して、「強い不安、悩み、ストレス」となっていると感じるものは何か聞いたところ、「職場の人間関係」(30.9%)が最も高くなり、「仕事の量」(22.8%)、「地位・待遇」(19.9%)と続き、何らかのストレスを感じている人の割合は74.3%にのぼりました。労働者のパフォーマンスを上げるためにも、企業はこうしたストレスを軽減させる努力をしたいものです。

◆適正な人員配置・組織体制を目指そう

働くうえでのストレスをなくすために、企業における施策として希望するものを聞いたところ、「適正な人員配置・組織体制などの見直し」(39.1%)が最も高くなりました。次いで、「仕事の進め方の改善、業務配分の見直し」(32.0%)でした。現場の声に耳を傾けながら、バランスのとれた組織づくりを目指しましょう。

【コロナ禍における職業生活のストレスに関する調査 2022 (連合)】

https://www.jtuc-rengo.or.jp/info/chousa/data/20221208.pdf?1151

2月の労務と税務の手続 [提出先・納付先]

1 ⊟

問与税の申告受付開始<3月15日まで>「税務署」

10 ⊟

- 源泉徴収税額・住民税特別徴収税額の納付 「郵便局または銀行」
- 雇用保険被保険者資格取得届の提出<前月以降に 採用した労働者がいる場合>「公共職業安定所」

16 ⊟

所得税の確定申告受付開始<3月15日まで> [税務署]

※なお、還付申告については2月15日以前でも受付可能。

28 ⊟

- じん肺健康管理実施状況報告の提出 [労働基準監督署]
- 健保・厚年保険料の納付 [郵便局または銀行]
- 健康保険印紙受払等報告書の提出「年金事務所]
- 労働保険印紙保険料納付・納付計器使用状況報告 書の提出「公共職業安定所〕
- 外国人雇用状況の届出(雇用保険の被保険者でない場合)<雇入れ・離職の翌月末日>[公共職業安定所]
- 固定資産税・都市計画税の納付<第4期> [郵便局または銀行]
 - ※都・市町村によっては異なる月の場合がある。

~編集後記~

1月の下旬からは近年ないくらいの寒波が近畿にも やってきて、久しぶりに寒さで耳が痛い経験をしまし た。交通機関もダイヤが乱れ、大変な思いをされた方 も多かったのではないでしょうか。

節分を過ぎると立春です。あと少し、寒さとうまく付き合っていきましょう。

今月も最後までお読みくださり、ありがとうございました。(R.O)

スタッフブログより

【本年もどうぞよろしくお願い申し上げます。】

新年を迎えました。

皆さま本年もどうぞよろしくお願い申し上げます。 1年前のブログを振り返ってみますと、二つの新し いスタートについて書いていました。

昨年1年は、この二つのスタートにより色々な経験 をさせて頂いた年でした。

中でも多くの方との「出会い」が、自分にたくさん の良い影響を与えてくれました。

今年はさらに出会いを増やすべく、「できるだけ多くの人とお会いして話をする。」ことをテーマにします。新しい方との出会いはもちろん、旧知の方との再会も含めて考えています。また、お客様のところにもせっせと足を運んでお話を伺うつもりです。

多くの方と色々なお話をして、それを別のお客様や 事務所の方に贈れるようにします。

どうぞよろしくお願い致します。

にしぐち (2023-01-06)

【今月はセミナーを開催致します】

新年気分もあっという間で、いよいよ2月に入りました。大変ありがたいことに、この1か月も弊所の皆は元気に出勤、そして業務にあたってくれています。

今月は採用に関するセミナーを開催致します。

人口が減少していくことが予想される中、どの様に採用するかだけでなく「定着してもらえる人を採用する」「採用のミスマッチを減らす」という観点でお話できればと思います。

今会社に長く勤めてくれている従業員の方はどんな人ですか?どうして長く勤めてくれていますか?また勤続年数に関わらず、会社で気持ち良くお仕事をしてくれている人にどんな特徴がありますか。そしてその逆もしかりです。それらを把握することで「会社のいいところ」や「会社の課題」、改めて「会社が大事にしている事」が再発見されるかもしれません。

今回のセミナーではそんな事を考えて頂ける機会に なれば嬉しいです。 おぎの(2023-01-25)

【世界平和について。】

さて、国際情勢をみますと、ロシアとウクライナ の戦争が未だ継続しています。

どちらが悪い、ということはさておき、一般市民 が犠牲になっていることには、非常に胸が痛みま す。

そういったことについても、色々な会合での勉強 が役に立つなぁというできごとがありました。

私の所属するロータリークラブの活動は、平和な 世界を築く、ということにも貢献しています。

昨年 12 月にあった地区の会議にて、千玄室大宗 匠がご講演をなさいました。

御年 99 歳にして、スティーブ・ジョブズかのように、お話しの間中ずっと舞台を動き回っていらっしゃいました。凄まじいエネルギーです。

そこで仰っていたことでとっても印象に残っていることがあります。

「よく聞かれるのですが、お茶碗を回すのは何回ですか?と。何回なんて決まりはないのです。あれは、真正面からちょっとずらす、それが『謙虚な心』なのです。その気持ちを皆が持てば、戦争は避けられます。」

街中で歩いていましても、携帯電話を見ながら歩いている方だけではなく、前を見て歩いてきている方ですらも、人を全く避けようともしないで、ぶつかってくることが多くあります。

ロータリークラブで勉強をするということは、こんなことなのかなぁと思った次第です。

おおたけ(2023-01-27)